

平成 29 年 5 月 12 日

民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査

民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査結果 第 1 次報告書

全国民生委員児童委員連合会

【調査の概要】

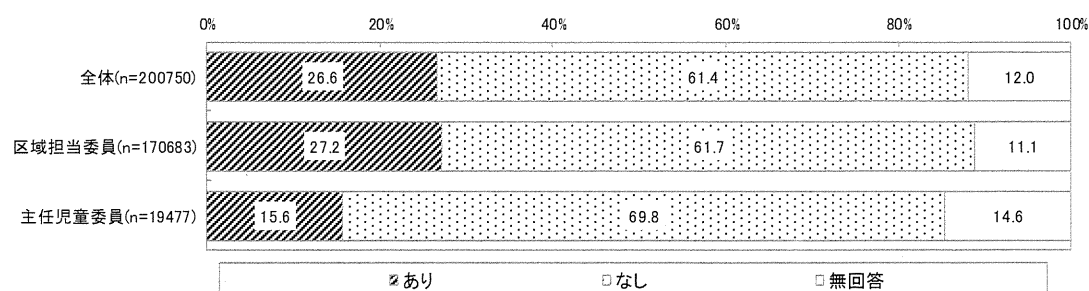
- ・ 平成 25 年 12 月～28 年 11 月の任期中に、全国の民生委員・児童委員が実施した、社会的孤立状態にあって課題や心配ごとを抱えた者（世帯）への支援事例を把握したもの。
- ・ 調査は平成 28 年 7 月～9 月に実施、調査対象は全国の民生委員・児童委員 23 万 1,551 人（主任児童委員を含む）。回答は 20 万 750 人・回収率 86.7%

1. 社会的孤立のなかで課題を抱えた者（世帯）への支援の状況

（1）全体状況、区域担当民生委員・主任児童委員別の状況

- ・ 回答のあった民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）20 万 750 人のなかで、社会的孤立状態にあり、かつ課題や困りごと（以下、「課題」）を抱える住民（世帯）への支援を行った経験を有する民生委員は、53,454 人であった（回答全体の 26.6%、無回答（未記入）を除くと 30.2%）。全国で 4 人に 1 人の民生委員はこうした世帯への支援を行った経験を有することとなる。
- ・ 民生委員の多くは、担当区域をもって、対象者を限定せずに相談支援を行う「区域担当民生委員」であるが、子どもや子育て世帯への支援を専門に担当する民生委員である「主任児童委員」も全国で約 2 万 1 千人存在する（23 万人余の民生委員の内数）。今回調査は主任児童委員も対象としており、区域担当民生委員、主任児童委員別に支援経験の有無を聞いたところ、区域担当民生委員の方が高い割合を示した。これは、主任児童委員は担当区域をもたず、必要な場合に個別の世帯への支援を担うという役割の相違によることを反映した結果といえる。

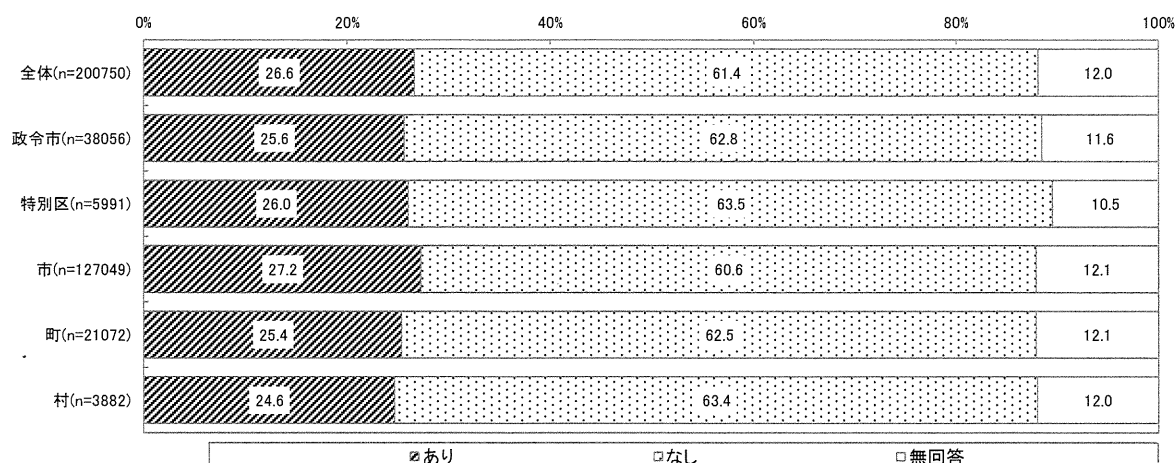
図表 1 社会的孤立状態にあって課題を抱えた者（世帯）への支援状況



(2) 自治体区分別の支援状況

- 社会的孤立状態にある世帯に対する民生委員による支援については、政令市・特別区（東京 23 区）、市・町・村という自治体区分別にみても、大きな相違はみられなかった。

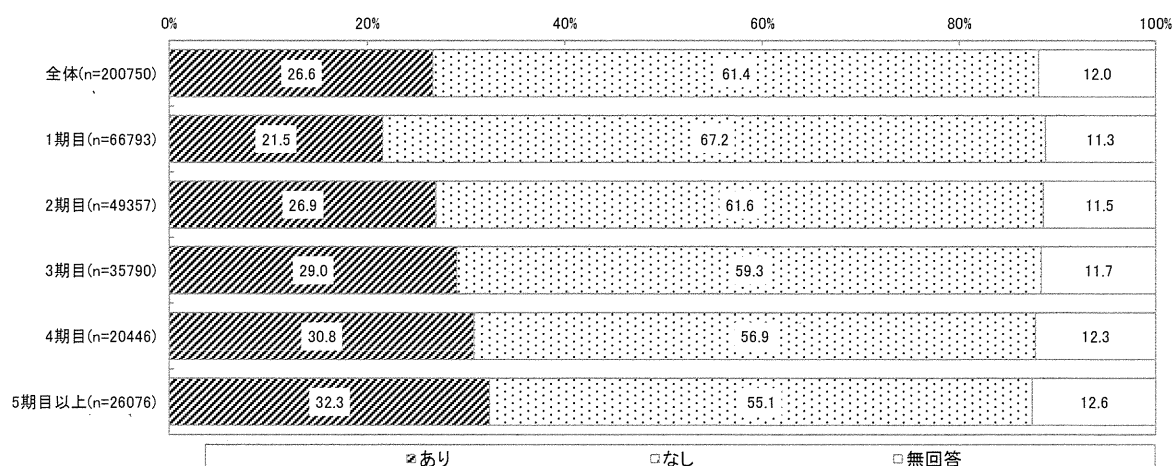
図表 2 社会的孤立状態にあつて課題を抱えた者（世帯）への支援状況（市区町村別）



(3) 民生委員の経験年数別の支援状況

- 全国約 23 万人の民生委員のうち、約 6 割は民生委員就任から 2 期目までの比較的経験の浅い委員となっている。社会的孤立状態にあつて課題を抱えた者（世帯）への支援経験の有無を民生委員の在任期間別にみると、在任期間が長い委員ほど高い割合となっている。これは、在任期間が長くなるほど住民からの認知度も高まり、多くの相談や情報が寄せられることがその一因と考えられる。

図表 3 民生委員としての在任期間別にみた支援の状況



2. 課題を抱えた者（当事者）の状況

（1）年齢、性別

- 有効回答 53,454 事例における「課題を抱えた者＝当事者」（世帯で複数の要支援者がいる場合は主たる支援対象者、以下同じ。）の年齢については、75 歳以上の高齢者が多くを占めたが、「40 歳～59 歳」の層も約 7 千人を数えた。
- また、男女別では、男性 21,460 人（40.1%）、女性 24,721 人（46.2%）、「無回答（未記入）」7,273 人（13.6%）で、女性の方が多かった。

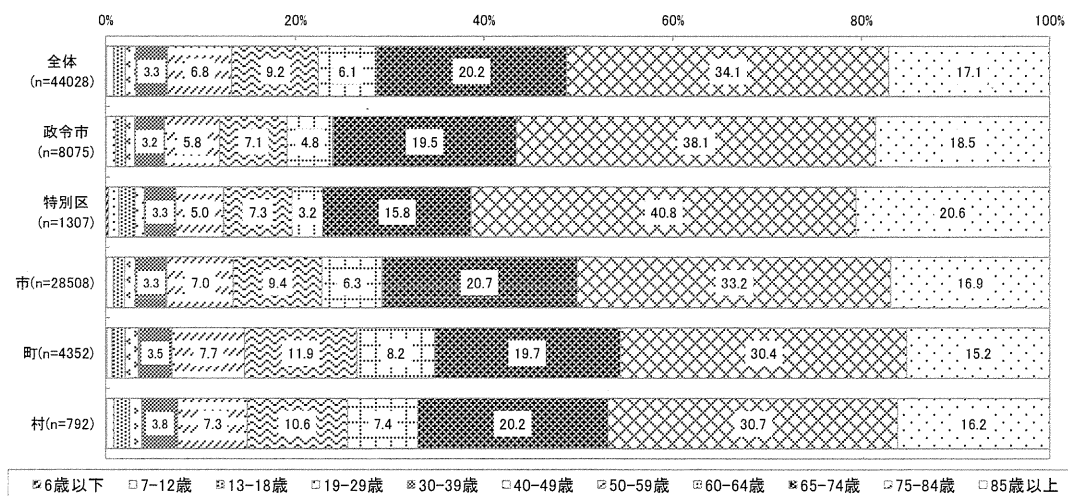
図表 4 当事者（主たる支援対象者）の年齢

年齢	度数	%	無回答除く%
6歳以下	54	0.1	0.1
7-12歳	319	0.6	0.7
13-18歳	536	1.0	1.2
19-29歳	487	0.9	1.1
30-39歳	1,454	2.7	3.3
40-49歳	2,999	5.6	6.8
50-59歳	4,031	7.5	9.2
60-64歳	2,707	5.1	6.1
65-74歳	8,902	16.7	20.2
75-84歳	15,015	28.1	34.1
85歳以上	7,524	14.1	17.1
無回答	9,426	17.6	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	44,028

（2）自治体区別にみた当事者の年齢構成

- 当事者の年齢構成を自治体区別にみると下図のとおりであった。政令市や特別区では 75 歳以上の後期高齢者の割合が高い一方、町・村では 64 歳以下の者の割合が高かった。

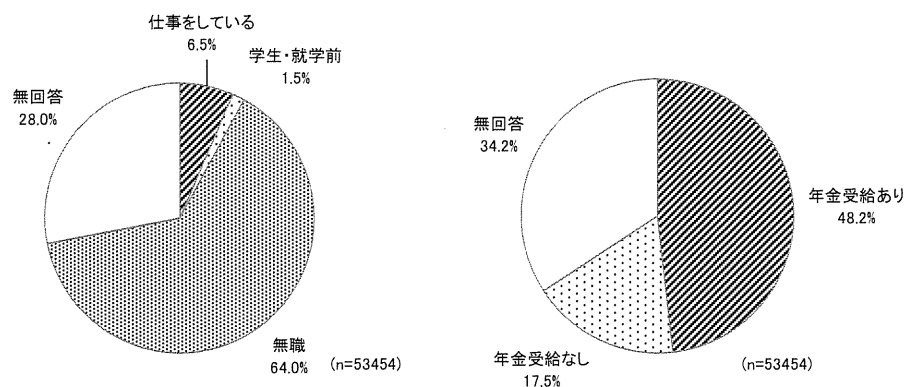
図表 5 自治体区別にみた当事者の年齢構成



(3) 就労・就学・年金受給の状況

- ・ 前記のように、当事者には高齢者が多いこともあり、就労している者は6.5%にとどまり、年金受給者が48.2%を数えた。
- ・ 「年金受給の有無」は全体の3分の1が無回答となっている。世帯の所得状況はプライバシー性も高く、民生委員でも把握が困難な場合が多いことがうかがわれる。

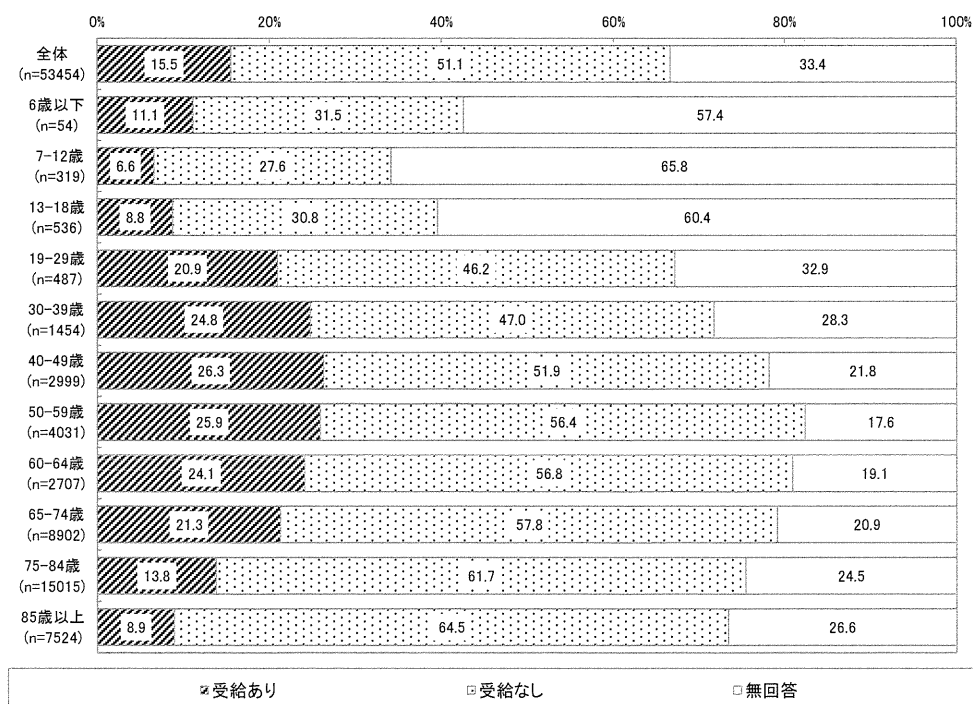
図表6 当事者の就労・就学等の状況（左）と年金受給の有無



(4) 生活保護受給の有無

- ・ 当事者本人の経済状況に関して、生活保護を「受給している」との回答は15.5%、「受給していない」は51.1%であった。年齢階層別にみると、「30歳～64歳」の層では約25%が生活保護を受給していた。

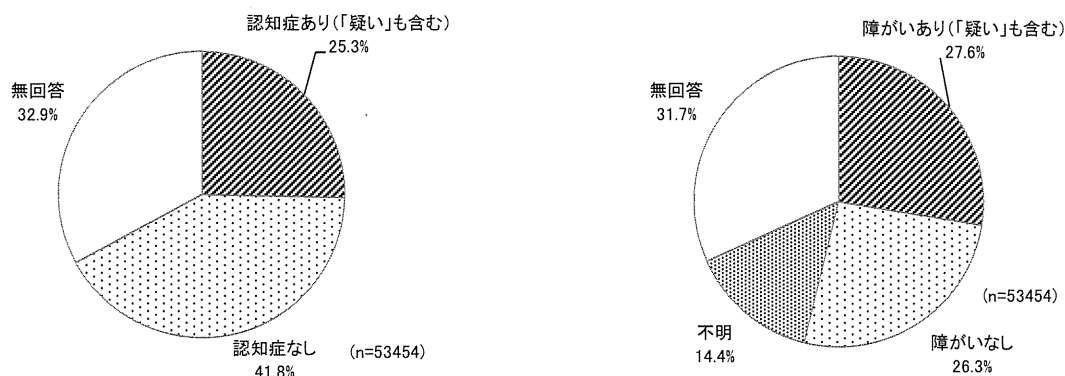
図表7 当事者の生活保護受給の状況



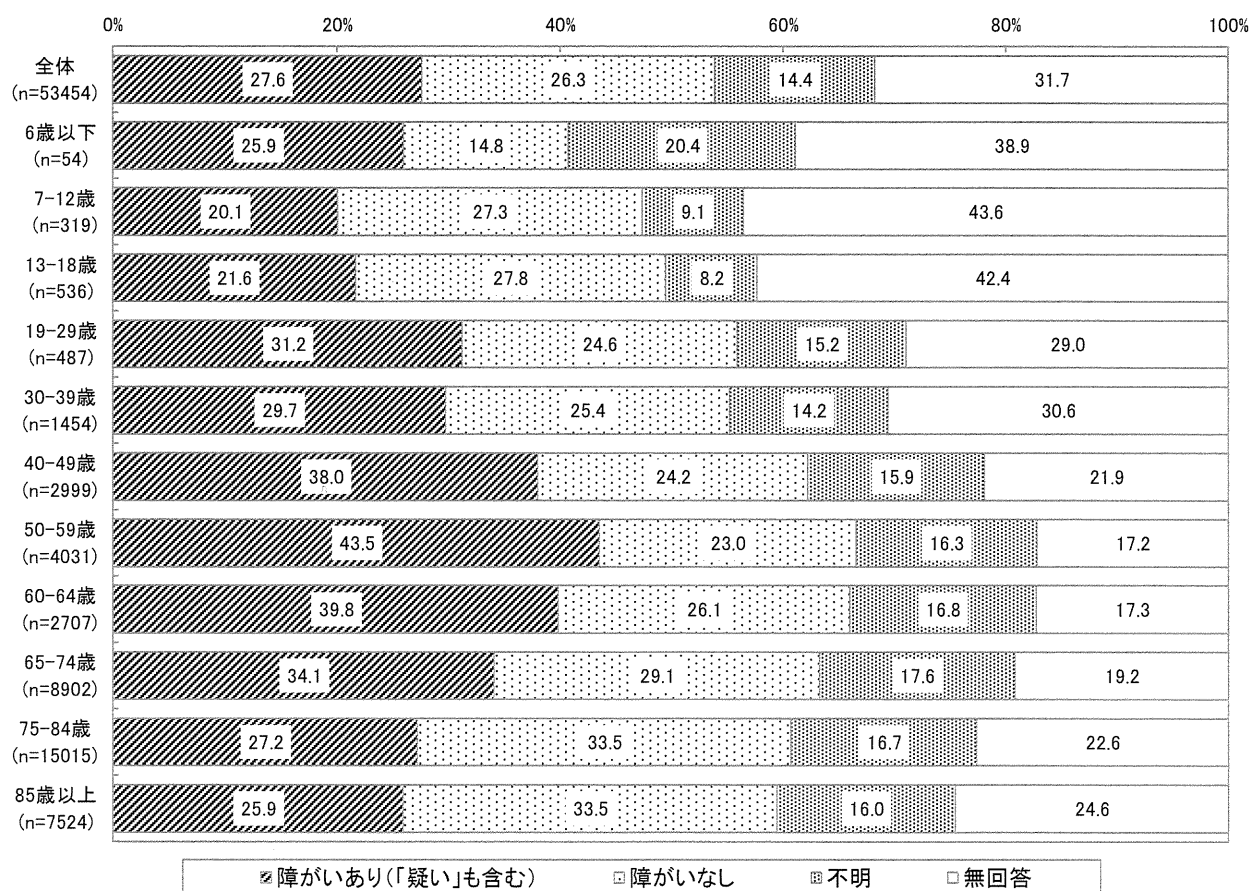
(5) 認知症、障がい

- ・ 当事者本人が「認知症あり」（「疑い」も含む）との回答は 25.3%であった。また障がい（身体、知的、精神等）あり（「疑い」も含む）の回答は 27.6%であった。
- ・ 障がいの有無について当事者の年齢階層別にみると、「50～59 歳」の層において障がいがある人の割合が高く 43.5%であった。

図表 8 当事者における認知症（左）、障がいの有無（「疑い」を含む）



図表 9 年齢区分別にみた当事者の障がいの有無（疑いを含む）

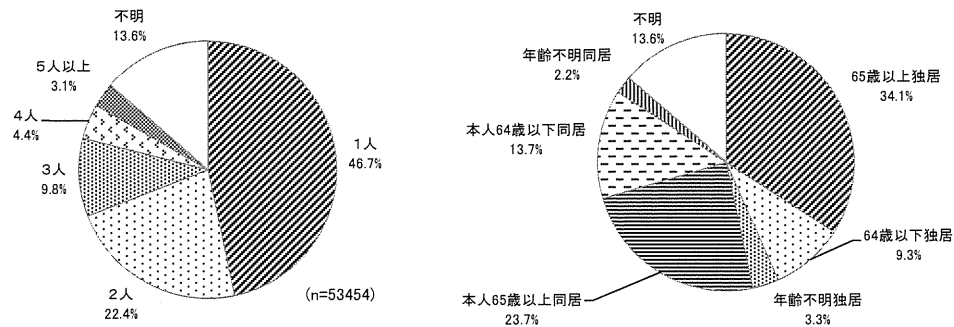


3. 世帯の状況

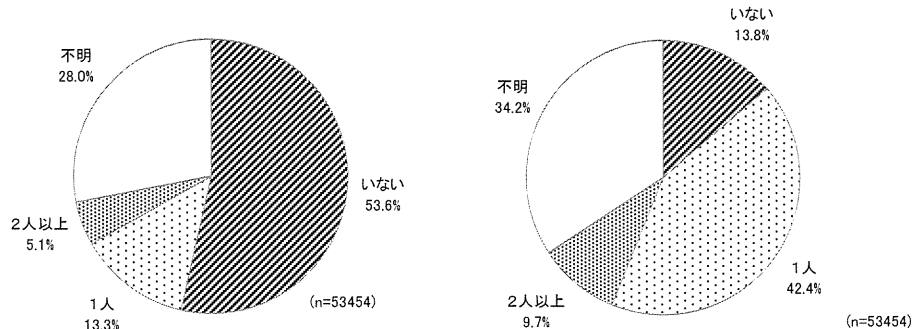
(1) 世帯人数

- ・ 当事者が属する世帯の人数についてみると、当事者のみの独居世帯が半数近くに上り、その多くが独居高齢者世帯であった。
- ・ また、当事者に高齢者が多いこともあり、就労している人がいない世帯が半数を超えている。同様に、年金受給者が1人以上いる世帯も半数を数えた。
- ・ 当事者以外に、「認知症」の人、「障がいがある」人がいる世帯もそれぞれ3割前後を数えた。

図表 10 当事者が属する世帯人数（左）と当事者の年齢別にみた世帯状況



図表 11 同居世帯における就労している者の人数（左）と年金受給者の人数



図表 12 同居世帯における「認知症」の人の有無

	度数	%	無回答除く%
いない	20,951	39.2	58.4
1人	14,068	26.3	39.2
2人以上	839	1.6	2.3
無回答	17,596	32.9	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	35,858

図表 13 同居世帯における「障がいがある」人の有無

	度数	%	無回答除く%
いない	19,592	36.7	54.6
1人	14,247	26.7	39.7
2人以上	2,647	5.0	7.4
無回答	16,968	31.7	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	36,486

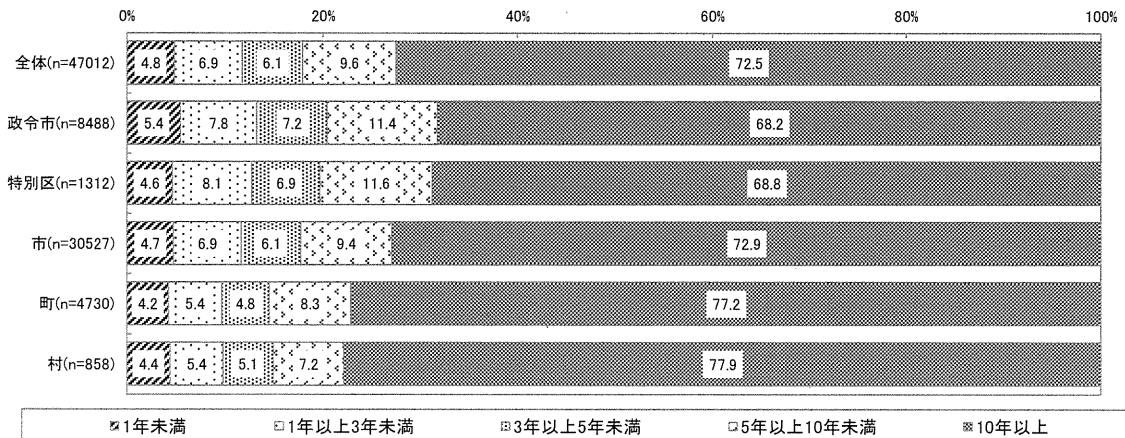
(2) その地域における居住年数

- ・ 今回調査の対象は社会的孤立状態にある世帯である。そこで、民生委員が支援に関わることとなった時点で、当事者が属する世帯がその地域にどれくらいの期間住んでいるのかを尋ねたところ、「10年以上」という回答が最も多かった。
- ・ これを自治体区分別でみると、政令市や特別区においては、町村部と比較して居住期間が短い世帯の割合が高かった。

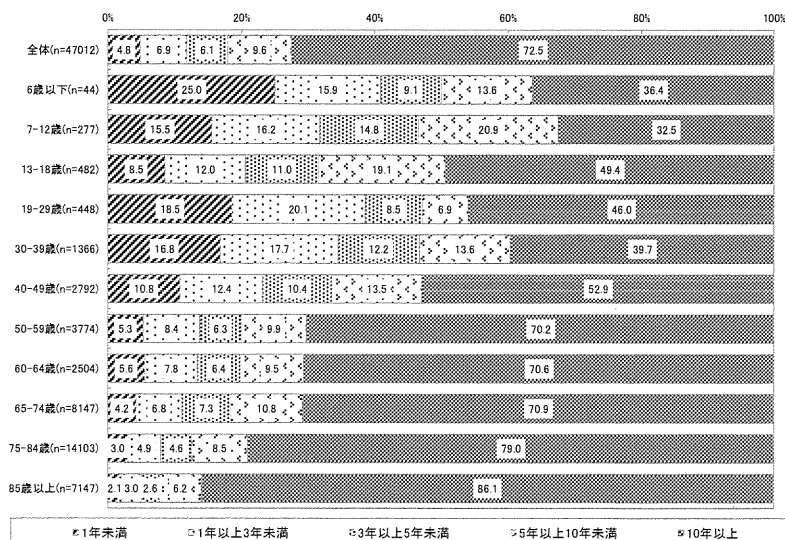
図表 14 当該世帯のその地域での居住年数（民生委員の支援開始時点）

居住年数	度数	%	無回答除く%
1年未満	2,275	4.3	4.6
1年以上3年未満	3,253	6.1	6.5
3年以上5年未満	2,884	5.4	5.8
5年以上10年未満	4,529	8.5	9.1
10年以上	34,071	63.7	68.2
不明	2,913	5.4	5.8
無回答	3,529	6.6	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	49,925

図表 15 当該世帯のその地域での居住年数（自治体区分別、無回答を除く）



図表 16 当事者の年齢区分別にみたその地域での居住年数



4. 当事者およびその世帯が抱える課題

(1) 当事者およびその世帯が抱える課題

①概況

- ・ 社会的孤立状態にある世帯においては、複数の課題が複合するケースが少なくない。そこで、当事者およびその世帯が抱えている課題について、心身の状態を含め、想定される課題を選択肢として提示し、該当するものすべてを選択する形で回答を求めた（回答数の制約なし）。
- ・ その結果、「身体的な病気・けが」が34.1%と最多で、次いで「認知症」、「近隣住民とのトラブル」であった。また、「引きこもり」やいわゆる「ゴミ屋敷」もそれぞれ9千世帯近くを数えた。

図表 17 当事者およびその世帯が抱える課題（該当するものをすべて選択）

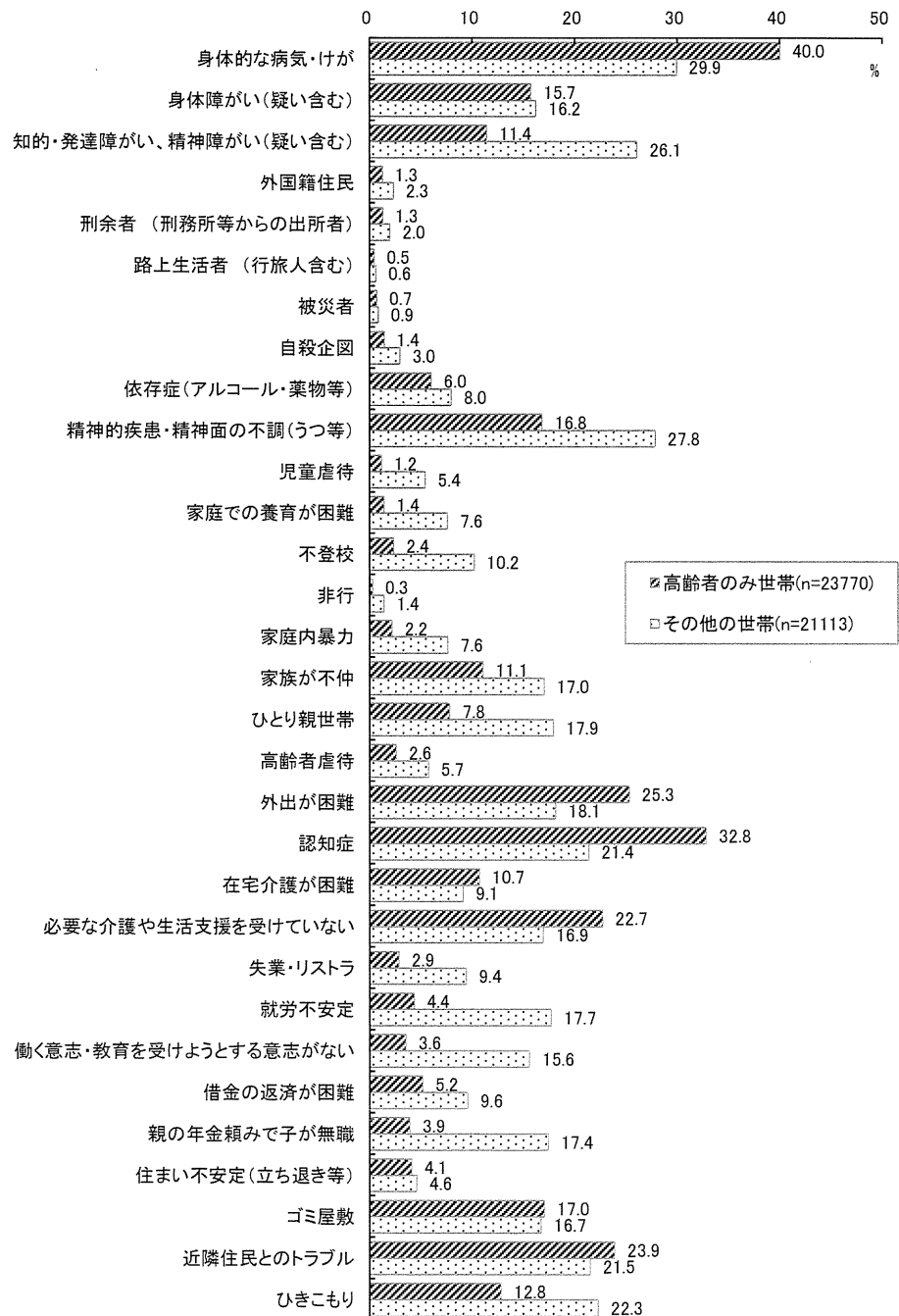
N=53,454 (世帯)

課題	度数	%
身体的な病気・けが	18,212	34.1
認知症	14,641	27.4
近隣住民とのトラブル	11,705	21.9
外出が困難	11,438	21.4
精神的疾患・精神面の不調(うつ等)	11,188	20.9
必要な介護や生活支援を受けていない	10,119	18.9
知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)	9,462	17.7
ひきこもり	8,879	16.6
ゴミ屋敷	8,792	16.4
身体障がい(疑い含む)	8,408	15.7
家族が不仲	7,046	13.2
ひとり親世帯	7,009	13.1
就労不安定	5,453	10.2
親の年金頼みで子が無職	5,399	10.1
在宅介護が困難	5,236	9.8
働く意志・教育を受けようとする意志がない	4,685	8.8
借金の返済が困難	3,780	7.1
依存症(アルコール・薬物等)	3,635	6.8
不登校	3,456	6.5
失業・リストラ	3,021	5.7
家庭内暴力	2,463	4.6
家庭での養育が困難	2,346	4.4
住まい不安定(立ち退き等)	2,185	4.1
高齢者虐待	2,133	4.0
児童虐待	1,792	3.4
自殺企図	1,101	2.1
外国籍住民	1,029	1.9
刑余者（刑務所等からの出所者）	880	1.6
非行	475	0.9
被災者	439	0.8
路上生活者（行旅人含む）	299	0.6
その他	6,188	11.6

②高齢者世帯とそれ以外の世帯での課題の相違

- ・ 当事者本人の年齢に基づき、その属する世帯を65歳以上の「高齢者世帯」と「その他の世帯」に分け、それぞれに抱える課題を集計すると、高齢者世帯では「身体的な病気・けが」、「認知症」、「外出が困難」が上位3項目であった。
- ・ 一方、「その他の世帯」では、第1位は「身体的な病気・けが」で同じであったが、以下、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」であった。

図表 18 当事者およびその世帯が抱える課題（該当するものをすべて選択）



※世帯構成員の年齢が判明した回答について、高齢者のみとそれ以外に分けて集計した

(2) 当事者およびその世帯にとっての主要課題

- 当事者本人およびその世帯が抱える課題のうち、とくに主要な課題（緊急性、重要性が高いもの）3項目を尋ねた結果では、前項の結果と比較して、「身体的な病気・けが」が最多、次いで「認知症」であることは同じだが、以下、「近隣住民とのトラブル」、いわゆる「ゴミ屋敷」、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」と続いており、「近隣住民とのトラブル」やいわゆる「ゴミ屋敷」が主要な課題となっていることが明らかとなった。

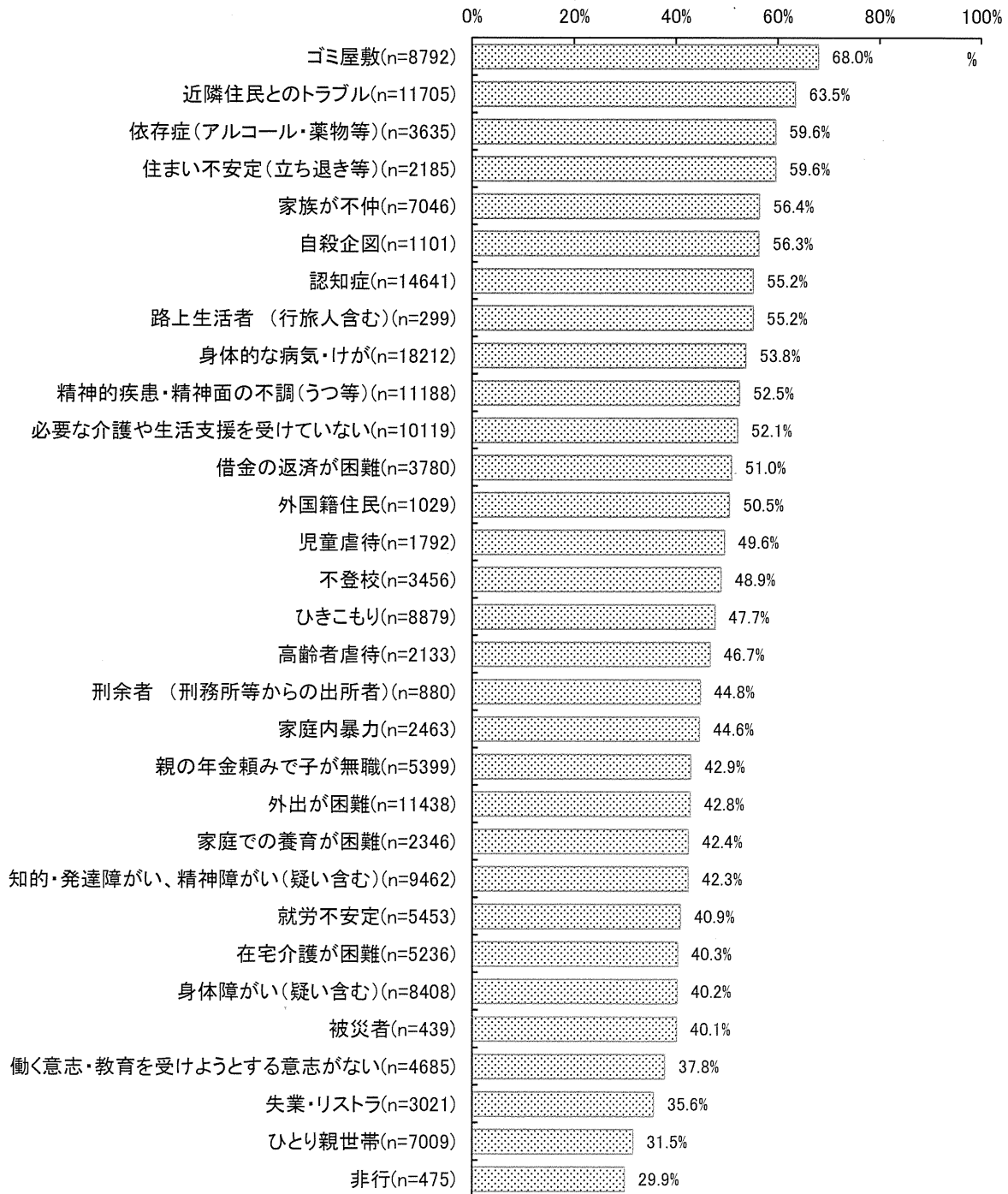
図表 19 当事者およびその世帯が抱える課題（主たる課題3項目）

N=53,454(世帯)、3項目を回答

課題	度数	%
身体的な病気・けが	9,790	18.3
認知症	8,083	15.1
近隣住民とのトラブル	7,433	13.9
ゴミ屋敷	5,980	11.2
精神的疾患・精神面の不調(うつ等)	5,873	11.0
必要な介護や生活支援を受けていない	5,274	9.9
外出が困難	4,892	9.2
ひきこもり	4,233	7.9
知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)	4,007	7.5
家族が不仲	3,976	7.4
身体障がい(疑い含む)	3,380	6.3
親の年金頼みで子が無職	2,316	4.3
就労不安定	2,228	4.2
ひとり親世帯	2,208	4.1
依存症(アルコール・薬物等)	2,167	4.1
在宅介護が困難	2,109	3.9
借金の返済が困難	1,926	3.6
働く意志・教育を受けようとする意志がない	1,769	3.3
不登校	1,689	3.2
住まい不安定(立ち退き等)	1,302	2.4
家庭内暴力	1,099	2.1
失業・リストラ	1,074	2.0
高齢者虐待	996	1.9
家庭での養育が困難	995	1.9
児童虐待	888	1.7
自殺企図	620	1.2
外国籍住民	520	1.0
刑余者（刑務所等からの出所者）	394	0.7
被災者	176	0.3
路上生活者（行旅人含む）	165	0.3
非行	142	0.3
その他	3,866	7.2

- ・ なお、世帯の主要課題となっている割合を把握するため、各課題について、「世帯の主要な課題(3項目)」として挙げられた数を「世帯の課題(該当するものすべて)」で挙げられた数で除することにより、主要課題となっている割合を求めた結果が下図のとおりである。
- ・ いわゆる「ゴミ屋敷」および「近隣住民とのトラブル」が共に 60%を超えており、主要な課題となりやすいことが明らかとなった。

図表 20 「主要な課題」となっている割合



(3) 複合して発生している課題

- ・ 社会的孤立状態にある世帯では、複数の課題が複合的に発生しやすいと考えられる。そこで、前記(1)にある世帯の課題としてあげられたもの（回答数を問わず）について、どのような組み合わせでの発生頻度が高くなっているかを分析した。
- ・ その結果は、次頁表のとおりであり、たとえば以下のような組み合わせの発生率が高くなっていた。

＜発生頻度が比較的高い組み合わせの例＞

* 発生率 40%超の組み合わせから抜粋

- 身体的な障がい・けが × 外出が困難
- 刑余者 × 身体的な病気・けが
- 路上生活者（行旅人含む） × 身体的な障がい・けが
- 被災者 × 身体的な病気・けが、認知症
- 自殺企図 × 精神的疾患・精神面の不調（うつ等）
- 依存症（アルコール・薬物等） × 身体的な病気・けが
- 非行 × 知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）
- 高齢者虐待 × 認知症
- 働く意志・教育を受けようとする意志がない × ひきこもり
- 失業・リストラ × 身体的な病気・けが
- 借金の返済が困難 × 身体的な病気・けが

図表 21 課題の複合発生状況 (%)

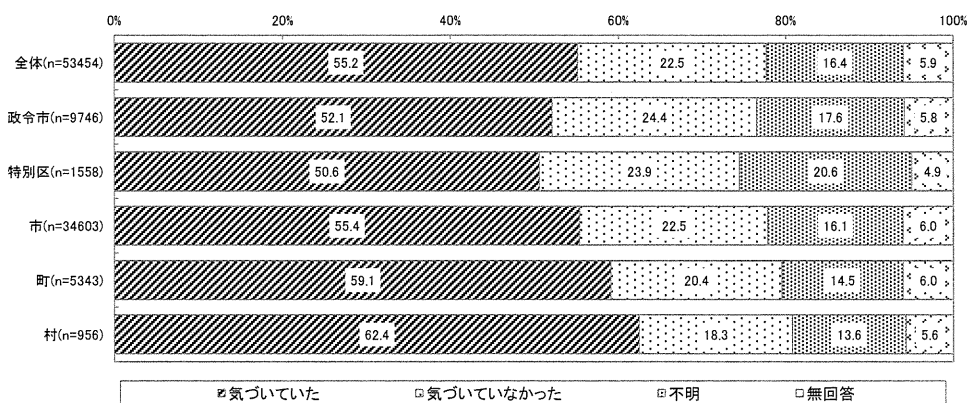
身体的な病氣・けが	身体障がい（疑い含む）	知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）	外国籍住民	刑余者（刑務所等からの出所者）	路上生活者（行旅人含む）	被災者	自殺企図	依存症（アルコール・薬物等）	精神的疾患・精神面の不調（うつ等）	児童虐待	家庭での養育が困難	不登校	非行	家庭内暴力	家族が不仲	ひとり親世帯	高齢者虐待	外出が困難	認知症	在宅介護が困難	必要な介護や生活支援を受けていない	失業・リストラ	就労不安定	働く意志・教育を受けようとする意志がない	借金の返済が困難	親の年金頼みで子が無職	住まい不安定（立ち退き等）	ゴミ屋敷	近隣住民とのトラブル	ひきこもり	その他	
身体的な病氣・けが(n=18212)	1000	237	175	22	20	07	11	24	81	217	30	40	52	09	43	136	44	350	290	150	253	72	108	86	88	105	47	174	195	166	118	
身体障がい(疑い含む)(n=8408)	512	1000	292	32	27	10	18	30	92	263	44	58	74	16	61	155	191	55	404	327	184	251	74	121	105	95	135	50	190	232	190	101
知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)(n=9462)	337	260	1000	35	31	10	16	40	98	414	70	95	114	22	93	167	213	63	225	302	130	200	79	166	167	100	166	51	222	317	238	99
外国籍住民(n=1029)	395	262	325	1000	67	24	41	53	135	295	138	167	236	60	112	182	385	71	293	390	154	198	109	203	161	164	146	82	224	281	191	83
刑余者（刑務所等からの出所者）(n=880)	406	263	332	78	1000	38	40	72	273	347	113	127	139	55	142	189	244	111	228	322	159	197	170	270	227	210	203	105	272	369	215	103
路上生活者（行旅人含む）(n=299)	445	278	318	84	110	1000	97	64	191	294	120	147	174	74	130	231	231	120	204	304	174	288	224	251	231	211	194	181	291	284	231	100
被災者(n=439)	469	342	353	96	80	66	1000	84	166	333	166	123	216	75	148	200	287	139	337	408	207	267	155	219	150	148	185	114	228	276	246	93
自殺企図(n=101)	394	228	340	50	57	17	34	1000	194	589	113	120	145	50	137	276	213	94	249	277	144	201	156	220	173	173	156	78	193	288	294	119
精神疾患・精神面の不調(うつ等)(n=1188)	406	213	256	38	66	16	20	59	1000	318	71	81	100	31	124	204	178	86	224	315	134	208	120	174	177	136	167	58	260	301	224	99
児童虐待(n=1792)	353	198	350	27	27	08	13	58	103	1000	55	72	92	18	86	190	186	58	241	294	123	205	86	151	153	90	152	49	195	334	296	100
家庭での養育が困難(n=2346)	307	208	383	73	48	19	23	56	126	341	261	1000	367	78	151	226	446	75	208	251	154	204	93	258	214	148	148	69	255	247	212	95
不登校(n=3456)	275	179	312	70	35	15	27	46	105	297	217	249	1000	93	131	192	424	63	194	284	119	147	80	179	194	129	129	49	224	216	271	74
非行(n=475)	339	288	438	131	101	46	69	116	238	425	394	387	676	1000	343	379	533	175	272	364	204	240	179	293	255	202	221	109	282	343	326	78
家庭内暴力(n=2463)	319	207	357	47	51	16	26	61	184	391	179	144	184	66	1000	371	232	245	214	318	143	172	108	194	190	130	228	51	184	299	275	85
家族が不仲(n=7046)	387	185	225	27	24	10	12	43	105	301	63	75	94	26	130	1000	165	100	247	284	136	223	78	144	130	109	143	62	186	280	207	111
ひとり親世帯(n=7009)	355	229	287	56	31	10	18	33	92	297	107	149	209	36	82	166	1000	59	270	323	147	196	87	192	162	119	187	52	188	231	227	85
高齢者虐待(n=2133)	372	217	281	34	46	17	29	48	147	303	104	83	103	39	283	331	195	1000	251	451	213	274	102	171	166	124	289	55	212	301	212	78
外出が困難(n=11438)	558	297	186	26	18	05	13	24	71	236	30	43	58	11	46	152	165	47	1000	351	210	320	58	93	91	74	116	43	189	204	216	110
認知症(n=14641)	360	188	195	27	19	06	12	21	78	225	39	40	67	12	54	137	155	66	274	1000	198	264	44	79	68	71	121	33	191	272	156	91
在宅介護が困難(n=5236)	521	296	235	30	27	10	17	30	93	263	48	69	79	19	67	182	196	87	459	554	1000	356	70	117	105	96	164	49	234	269	187	99
失業・リストラ(n=3021)	434	206	247	37	50	22	23	57	144	318	57	72	92	28	88	183	201	72	219	215	120	231	1000	370	268	218	243	100	202	234	290	110
就労不安定(n=5453)	360	187	288	38	44	14	18	44	116	310	62	111	113	25	87	187	246	67	196	212	113	193	205	1000	230	203	235	89	200	228	253	99
働く意志・教育を受けようとする意志がない(n=4685)	334	189	337	35	43	15	14	1	137	365	65	107	148	26	100	196	243	76	223	213	117	212	173	267	1000	146	341	66	244	271	410	107
借金の返済が困難(n=3780)	425	211	250	45	49	17	17	51	131	266	66	92	118	25	84	203	221	70	224	274	133	215	174	292	181	1000	184	120	239	262	188	107
親の年金頼みで子が無職(n=5399)	355	209	290	28	33	11	15	32	112	316	39	64	83	19	104	187	242	114	245	329	159	251	136	237	296	129	1000	51	204	253	342	82
住まい不安定(立ち退き等)(n=2185)	391	191	220	38	42	25	23	39	97	251	58	75	77	24	57	199	168	54	223	223	117	246	138	222	142	208	125	1000	228	295	165	133
ゴミ屋敷(n=8792)	360	181	239	26	27	10	11	24	107	248	49	68	88	15	52	149	150	51	246	318	139	264	69	124	130	103	125	57	1000	336	227	125
近隣住民とのトラブル(n=1705)	304	166	256	25	28	07	10	27	93	319	40	49	64	14	63	169	138	55	199	341	121	206	60	106	109	85	117	55	253	1000	176	115
ひきこもり(n=8879)	340	180	254	22	21	08	12	36	92	373	43	56	106	17	76	164	179	51	278	257	110	230	99	155	216	80	208	41	225	232	1000	102
その他(n=6188)	347	138	152	14	15	05	07	21	58	182	19	36	41	06	34	127	96	27	203	215	84	211	54	88	81	65	71	47	178	218	147	1000

5. 民生委員による相談支援経過

(1) 地域住民の気づきの有無

- 民生委員がその世帯の相談支援に関わることとなった時点で、地域の住民が、その当事者(世帯)が課題を抱えていることに気づいていたかについて尋ねたところ、「気づいていた」が55.2%、「気づいていなかった」が22.5%であった。
- 自治体区分別にみると、「気づいていた」割合は町・村が政令市・特別区よりも高かった。なお、「不明」の割合は都市部ほど高く、民生委員であっても周辺住民からの状況把握の難しさもうかがわれる結果であった。

図表 22 地域住民の気づきの状況（自治体区分別）



(2) 民生委員が相談支援に関わることとなった契機

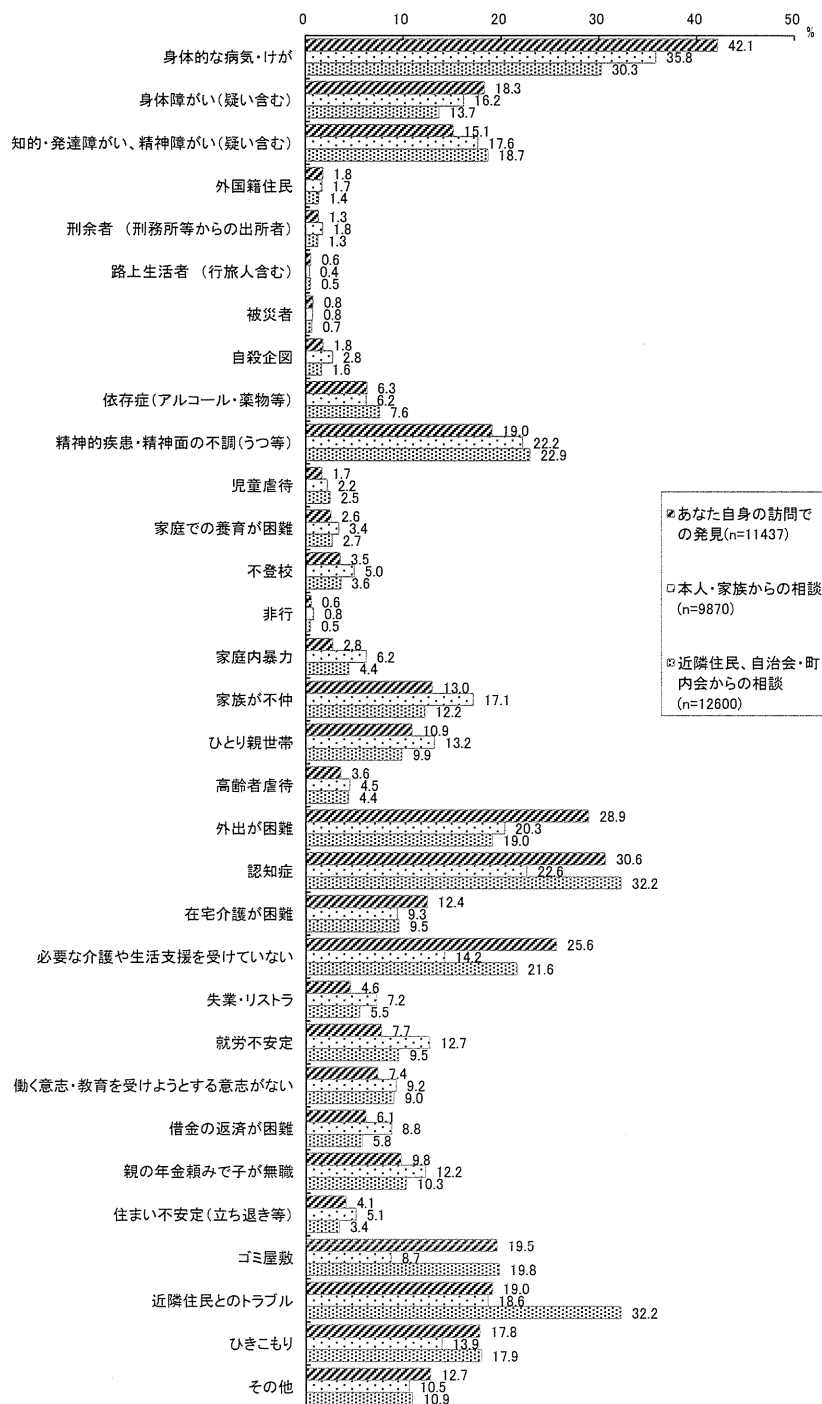
- 民生委員が、その世帯の相談支援に関わることとなった契機（その世帯が課題を抱えていることを把握した契機）としては、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が最多であり、次いで「民生委員自身の訪問による発見」、「本人・家族からの相談」であった。

図表 23 民生委員が相談支援に関わることとなった契機

相談支援の契機	度数	%	無回答除く%
近隣住民、自治会・町内会からの相談	12,600	23.6	28.0
あなた自身の訪問での発見	11,437	21.4	25.4
本人・家族からの相談	9,870	18.5	21.9
福祉事務所や市・区役所等からの連絡	2,213	4.1	4.9
地域包括支援センターからの連絡	2,098	3.9	4.7
学校(小・中学校等)からの連絡や相談	1,354	2.5	3.0
社協からの連絡	653	1.2	1.4
民児協会長・事務局からの連絡	547	1.0	1.2
上記以外の関係機関からの連絡	391	0.7	0.9
保健所・保健センターからの連絡	164	0.3	0.4
児童相談所からの連絡	61	0.1	0.1
保育所、幼稚園、認定こども園からの連絡や相談	60	0.1	0.1
その他	3,591	6.7	8.0
無回答	8,415	15.7	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	45,039

- 課題と相談支援の契機との関係を見ると、「身体的な病気やけが」、「外出が困難」といった課題を抱える世帯については民生委員（下図では「あなた自身」）の訪問による場合が多く、家族の不仲や就労関係の課題を抱える世帯は「本人・家族からの相談」が多かった。さらに近隣住民とのトラブルは「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が多かった。

図表 24 課題別にみた相談支援の契機（主たる課題 3 項目の回答について）



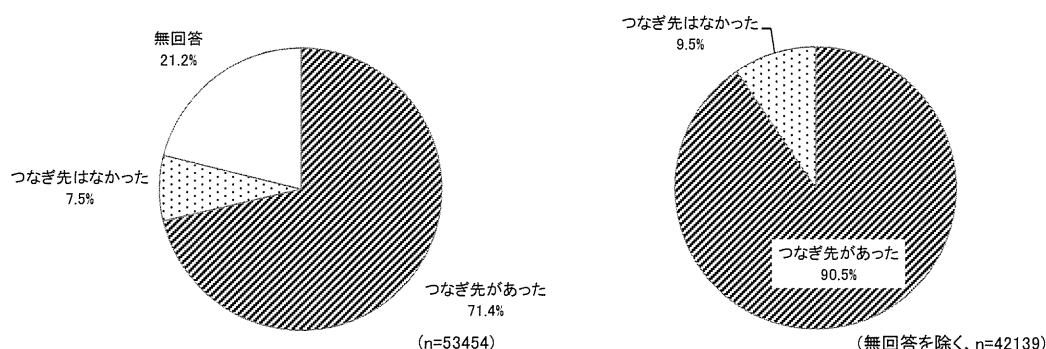
注) 上図は、上位 3 項目のうちに、各課題が含まれている世帯数をそれぞれ母数としたもの。

よって、それぞれの課題が重要度第一位である世帯のみを集計したものではない。

(3) 民生委員としての「つなぎ先」の有無（専門機関との連携）

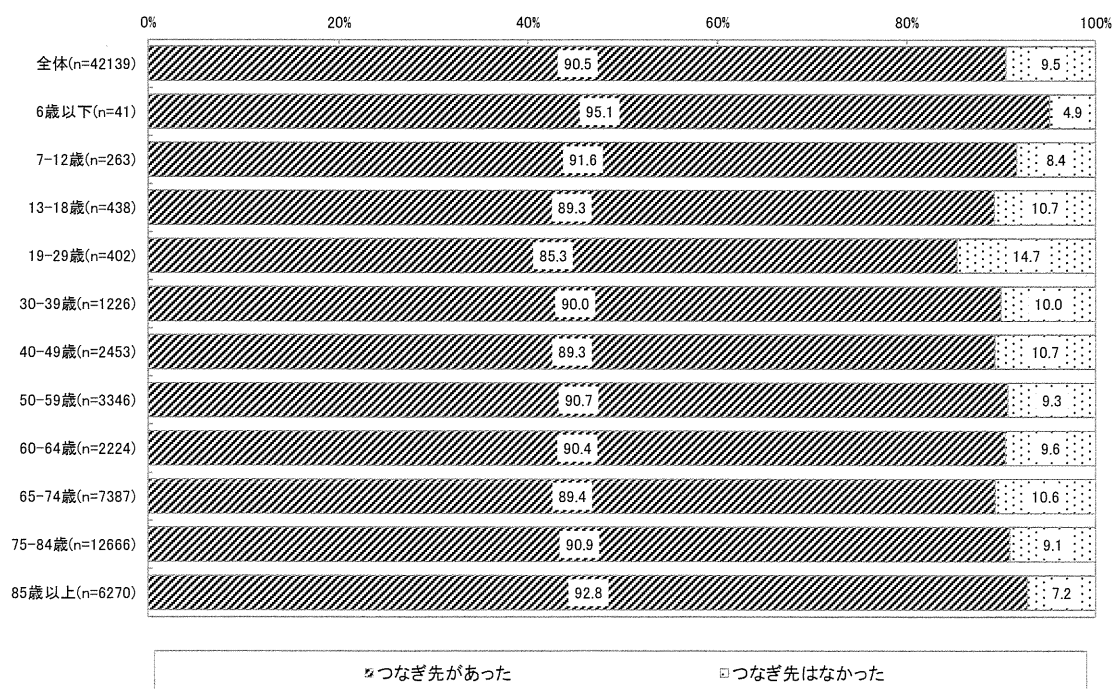
- ・ 民生委員は住民の課題解決の「つなぎ役」といわれるように、課題を抱えた住民を専門的な支援を担う機関や専門職につなぐことを主な役割としている。
- ・ 今回の回答事例について、当事者（世帯）支援のために、「つなぎ先」があったか否かを尋ねた結果、「つなぎ先があった」ケースが71.4%、「なかった」ケースが7.5%であった。
- ・ 当事者の年齢階層別にみると、19～29歳については「つなぎ先がなかった」という割合が他の年代に比べて多かった。これについては、たとえば不就労等、若年層の当事者が抱える課題の特性にもよることが想定されるところであり、今後、課題別のつなぎ先の有無を含め、さらなる分析が必要と考えられる。

図表 25 専門的支援のための「つなぎ先」の有無



図表 26 専門的支援のための「つなぎ先」の有無（当事者の年代別）

無回答を除く



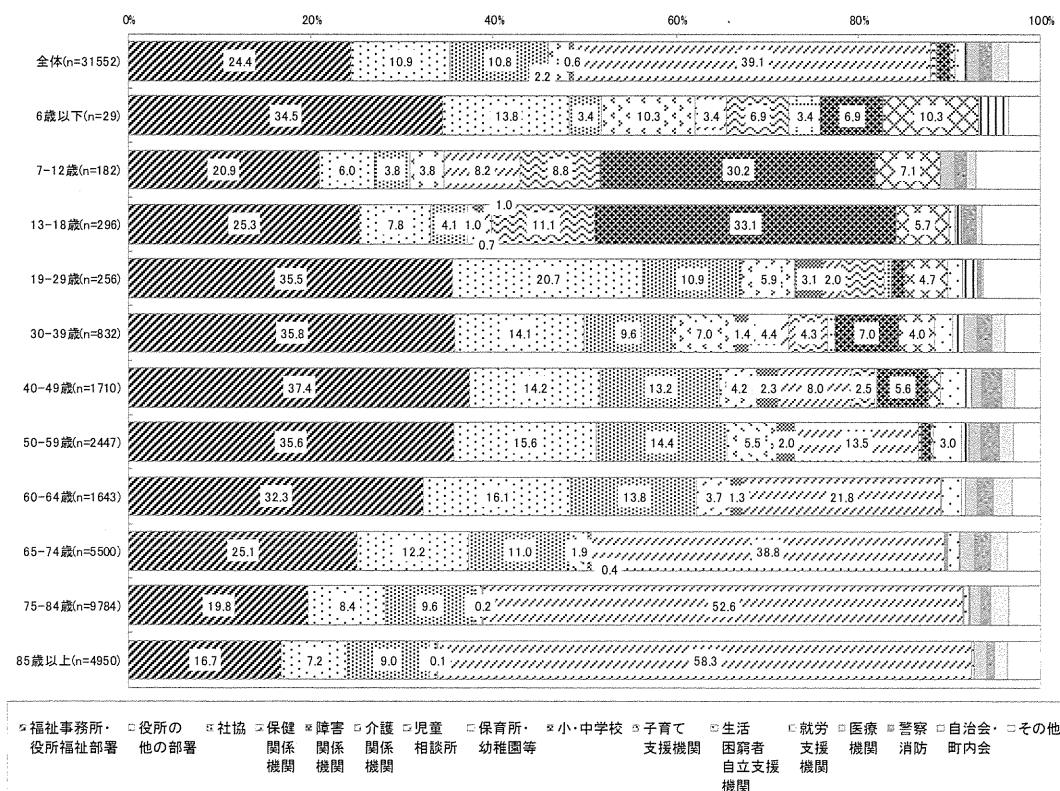
(4) 具体的な「つなぎ先」について

- ・ つなぎ先があったとの回答について、そのつなぎ先（複数の場合は支援の中心機関1か所）を聞いたところ、最多は「介護関係機関（地域包括支援センター・介護事業所など）」であった。
- ・ 当事者の年齢別では、7～18歳の層は学校、19～64歳は福祉事務所や役所の福祉部署、65歳以上では地域包括支援センター等の介護関係機関が多かった。これは年代層における課題特性を反映した結果と考えられる。

図表 27 具体的なつなぎ先（主たる支援の担当機関）

つなぎ先	度数	%	無回答除く%
介護関係機関（地域包括支援センター・介護事業所など）	12,338	32.3	39.1
福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署	7,689	20.2	24.4
市・区役所、町村役場のその他の部署	3,425	9.0	10.9
社会福祉協議会	3,410	8.9	10.8
保健関係機関（保健所・保健センター・精神保健福祉センターなど）	698	1.8	2.2
自治会・町内会	571	1.5	1.8
小・中学校	452	1.2	1.4
医療機関（病院・診療所など）	434	1.1	1.4
警察・消防	420	1.1	1.3
生活困窮者自立支援機関	342	0.9	1.1
児童相談所	198	0.5	0.6
障がい関係機関（相談支援事業所・就労支援機関など）	187	0.5	0.6
子育て支援機関（地域子育て支援センターなど）	165	0.4	0.5
就労支援機関（ハローワーク・地域若者サポートステーションなど）	84	0.2	0.3
保育所・幼稚園・認定こども園	20	0.1	0.1
その他	1,119	2.9	3.5
無回答	6,590	17.3	無回答除く件数
合計	38,142	100.0	31,552

図表 28 具体的なつなぎ先（主たる支援の担当機関）



(5) つなぎ先による支援について

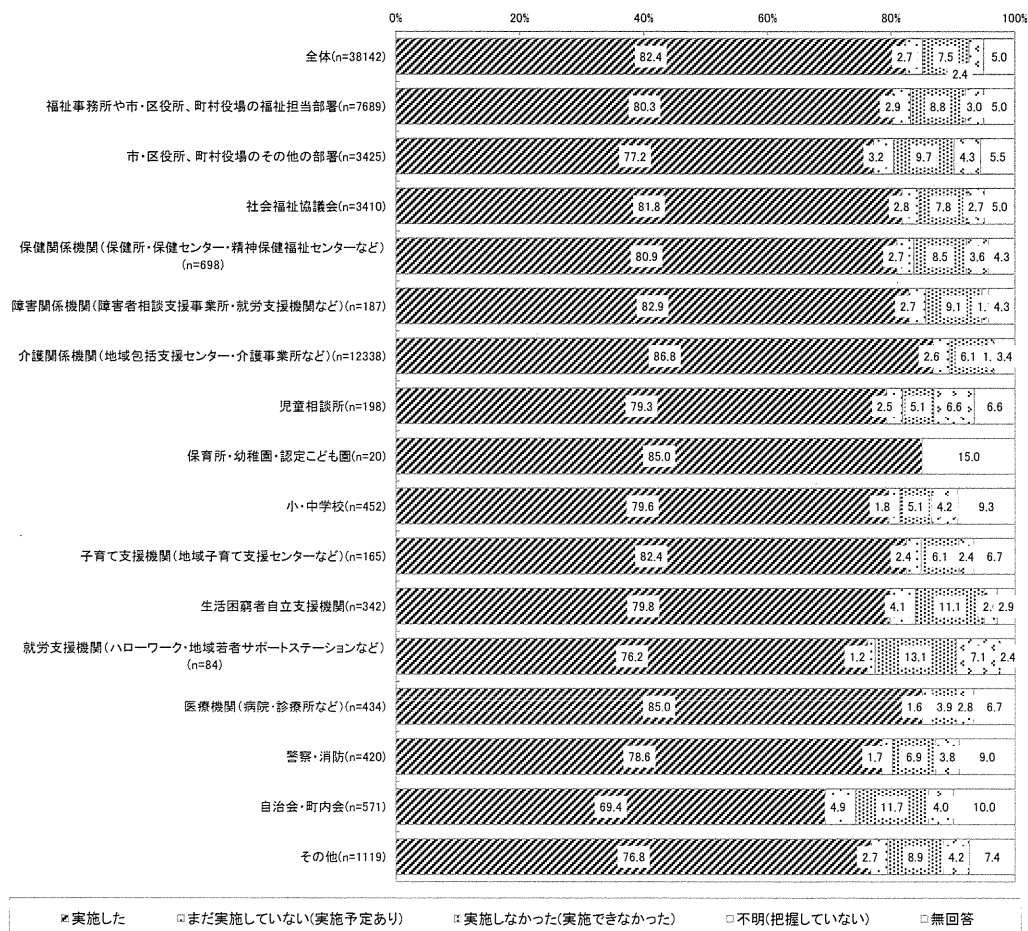
①支援の実施状況

- ・ つなぎ先があった場合に、つなぎ先の専門機関等が支援を実施したか否かを尋ねたところ、「実施した」が82.4%、「実施しなかった」が7.5%であった。
- ・ 「実施しなかった」割合が高いのは、「就労支援機関(ハローワーク・地域若者サポートステーションなど)」、「自治会・町内会」、「生活困窮者自立支援機関」などである。支援については、当事者の同意、やる気が重要であること、また「自治会・町内会」は専門機関ではないことも理由として考えられるところである。

図表 29 つなぎ先による支援の実施状況

実施の有無等	度数	%	無回答除く%
実施した	31,411	82.4	86.7
まだ実施していない(実施予定あり)	1,043	2.7	
実施しなかった(実施できなかった)	2,850	7.5	
不明(把握していない)	916	2.4	
無回答	1,922	5.0	無回答除く件数
合計	38,142	100.0	36,220

図表 30 つなぎ先(専門機関等)別の支援の実施状況



②具体的支援内容

- ・ つなぎ先（専門機関等）において、どのような支援が実施されたのか（実施予定を含む）を尋ねたところ、下表のような結果（実施率を％で表示）となった。
- ・ 各支援機関を通じて高い割合であったのは、「定期的な訪問」であった。
- ・ 支援機関別に支援内容をみると、当事者が最も多い高齢者の主たるつなぎ先である介護関係機関（地域包括支援センターや介護事業所等）では、介護関連サービスの提供や利用支援が最多であった。
- ・ 福祉事務所や行政の福祉部署においては、生活保護申請、定期的な訪問、介護・医療・障がい福祉サービス等の提供や利用支援など、幅広い支援が行われている。

図表 31 つなぎ先（専門機関等）別の支援内容

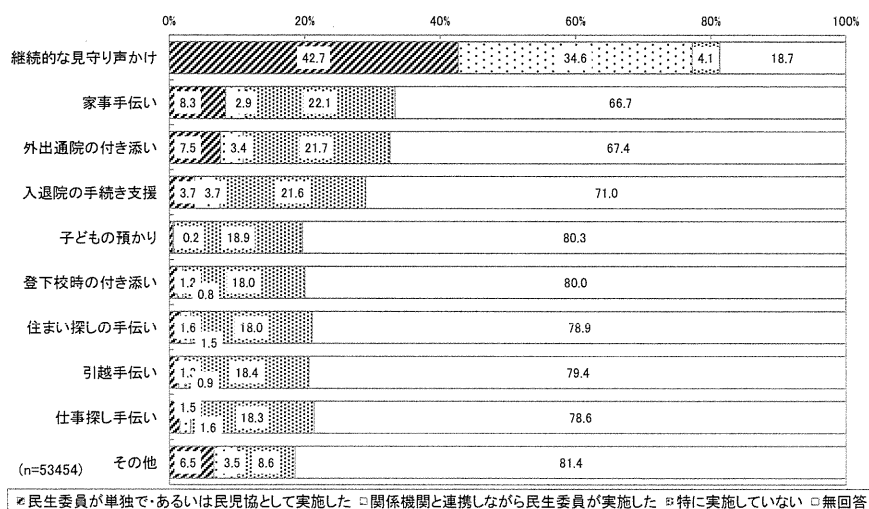
複数回答

	年金・手当受給支援	生活保護申請支援	障害者手帳取得支援	治療・受診の提供・利用支援	障がい者福祉サービス等の提供・利用支援	介護関連サービスの提供・利用支援	児童福祉サービスの提供・利用支援	児童養護施設等への入所	就学支援	住まいの確保支援	生活困窮者自立支援制度の利用支援	就労支援	生活福祉資金貸付・小口融資	専門家へのつなぎ	定期的な訪問	その他
福祉事務所・役所福祉部署(n=6395)	6.8	33.4	7.1	21.9	12.9	23.5	2.7	2.1	3.4	8.9	4.5	6.8	4.7	3.8	31.1	17.5
役所の他の部署(n=2755)	5.4	33.1	5.6	17.9	8.1	19.1	1.6	1.3	2.8	8.1	3.9	6.8	3.4	4.4	29.1	18.9
社会福祉協議会(n=2883)	5.8	17.3	4.7	17.2	10.4	27.6	1.2	0.7	3.3	6.0	7.7	8.8	11.5	5.3	36.7	19.0
保健関係機関(n=584)	4.3	13.0	8.0	38.0	13.7	14.4	3.8	1.7	1.2	3.6	3.4	6.0	1.9	3.6	40.6	24.7
障害関係機関(n=160)	8.8	13.1	23.8	17.5	54.4	11.9	1.9	2.5	1.3	5.6	1.9	21.3	1.9	6.3	38.8	13.8
介護関係機関(n=11028)	3.2	9.0	3.2	22.2	8.7	58.3	0.3	0.2	0.4	4.6	2.0	1.5	1.4	4.6	41.3	18.9
児童相談所(n=162)	3.1	11.1	5.6	7.4	1.2	2.5	13.6	38.3	12.3	3.1	3.1	5.6	4.3	0.6	38.9	23.5
保育所・幼稚園等(n=17)	0.0	5.9	0.0	0.0	11.8	0.0	47.1	0.0	0.0	5.9	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	29.4
小・中学校(n=368)	0.8	5.2	1.4	2.7	1.9	0.3	8.4	6.8	28.8	1.9	1.1	3.5	0.8	1.9	40.2	31.0
子育て支援機関(n=140)	4.3	16.4	2.1	9.3	5.7	5.0	24.3	12.1	14.3	3.6	2.9	5.0	5.0	3.6	46.4	20.0
生活困窮者自立支援機関(n=287)	9.1	47.7	5.6	12.9	5.9	8.4	0.7	0.3	2.4	10.1	38.3	25.8	8.4	4.9	30.0	12.9
就労支援機関(n=65)	6.2	10.8	7.7	6.2	3.1	6.2	0.0	0.0	3.1	0.0	4.6	66.2	4.6	1.5	26.2	16.9
医療機関(n=376)	2.9	7.2	7.7	62.5	10.1	29.3	0.8	0.3	1.1	3.7	0.3	2.4	0.5	3.5	17.0	18.1
警察・消防(n=337)	1.5	4.5	0.3	14.2	2.7	6.5	0.6	1.8	1.8	5.0	1.2	1.2	1.8	4.7	25.2	48.7
自治会・町内会(n=424)	2.6	6.1	1.2	6.6	4.5	12.5	0.7	0.0	0.5	4.2	0.7	2.4	1.2	1.9	46.2	39.2
その他(n=889)	4.3	7.4	2.1	12.5	4.5	18.9	1.1	0.4	1.1	7.6	1.5	4.0	1.5	7.1	31.9	44.2

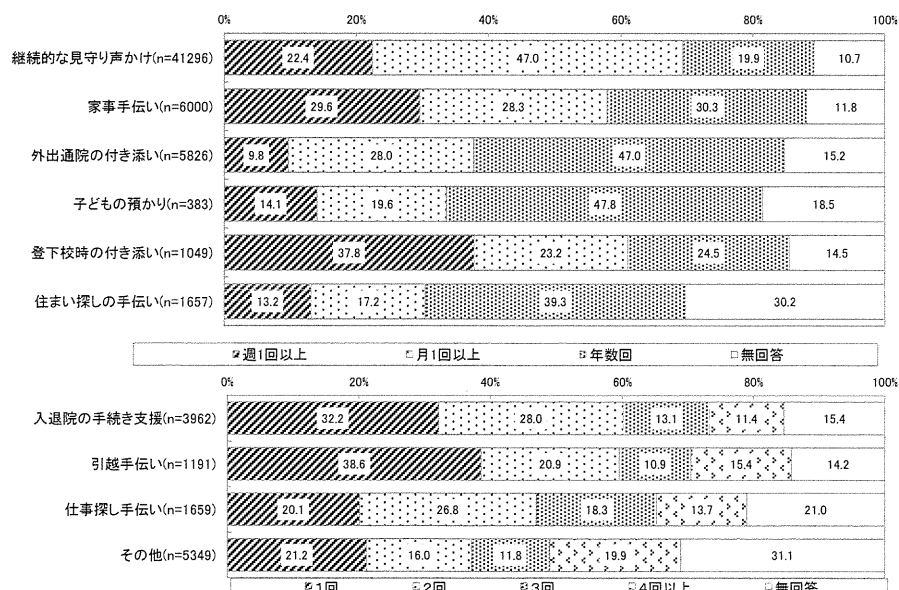
(6) 民生委員による支援

- 前記のとおり、民生委員は専門機関への「つなぎ役」であるが、つなぎ先と連携し、当事者やその世帯の支援にもあたっている。今回調査結果では、つなぎ先がなかった事例もみられるが、つなぎ先の有無にかかわらず、当事者やその世帯に対し、民生委員自身が行った支援内容を尋ねた結果が下図である。
- 提示した選択肢には、基本的に民生委員の役割とは考えられないものも含まれている。これは、具体的な支援の担い手がない場合等に、民生委員がやむを得ず日常的な生活支援を行っているケースもあるからである。
- 民生委員自身による支援としては、「継続的な見守り・声かけ」が最多で、8割近い委員が単独もしくは所属する民生委員児童委員協議会として、あるいは関係機関と連携しながら実施している。それ以外にも、食事を作って届ける、掃除・洗濯・買い物の代行といった「家事手伝い」を実施したケースも1割を超えた。

図表 32 民生委員が実施した支援内容（項目別の実施率）



図表 33 民生委員による支援の頻度、回数



6. 支援後の状況（課題の解決・改善状況）

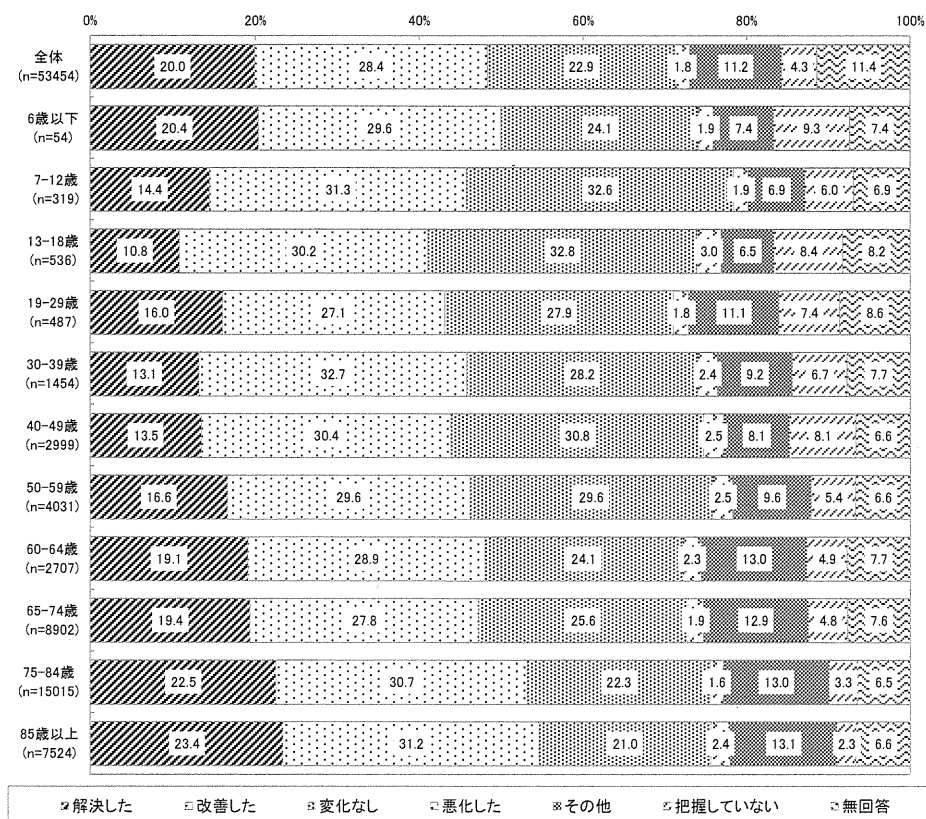
（1）課題の解決・改善状況

- ・ 今回調査時点で、当事者およびその世帯が抱える課題の状況がどうなっているかを尋ねたところ、下表のとおりであった。無回答を除くと、課題や困りごとが解消した「解決」が22.5%、課題・困りごとが軽減したり、周囲に支えてくれる人や機関ができたなど状況が好転した「改善」が32.0%であった。なお、「その他」は、当事者の入院や施設入所等により民生委員の支援が終結したケース等である。
- ・ 当事者の年齢別に状況をみると、年齢が高いほど「解決」の割合が高い。在宅介護が困難といった困りごとに対して、介護サービスの提供や利用支援によって課題が解決したケースなどが多いことが考えられる。

図表 34 支援後の状況（当事者や世帯の課題の状況）

支援後の状況	度数	%	無回答除く%
解決した	10,665	20.0	22.5
改善した	15,175	28.4	32.0
変化なし	12,237	22.9	25.8
悪化した	985	1.8	2.1
その他	6,010	11.2	12.7
把握していない	2,301	4.3	4.9
無回答	6,081	11.4	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	47,373

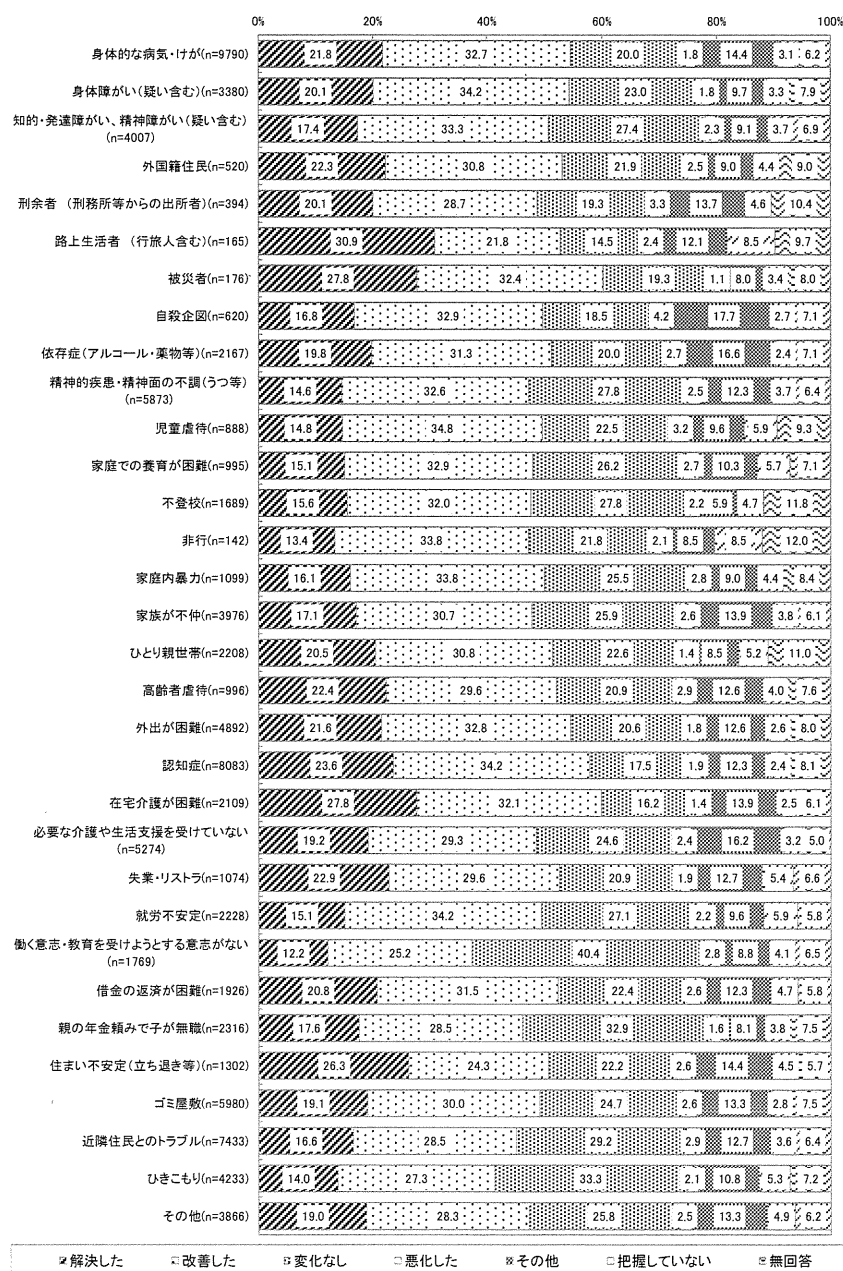
図表 35 支援後の状況（当事者の年齢区分別）



(2) 主たる課題別にみた課題の解決・改善状況

- ・ 当事者や世帯の抱える課題別に、支援後の状況をみた結果が下図である。これは、当事者やその世帯にとって主たる課題としてあげられたケースを母数として、その解決・改善等の状況を示したものである。
- ・ 結果からは、必要なサービスや制度の利用によって「解決」する割合が高い課題を抱える世帯も少なくないが、「働く意志・教育を受けようとする意志がない」といった、いわゆるニートやひきこもりといった課題を有する世帯の状況については、「変化なし」の割合が高くなっている。

図表 36 主たる課題別にみた支援後の状況



注) 上図は、世帯の主要課題3項目のうちに、各課題が含まれている世帯をそれぞれ母数としたもの。

その世帯の課題が全体として解決・改善したかを表すもので、それぞれの課題が直接的に解決・改善したかを表すものではない。